議案第８５号

築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年１２月１日

築上町長　　古　市　照　雄

理由

小中一体型校の開校に伴い、既存の学校施設の使用料項目を整理するとともに、学校の地域開放に向けて、特別教室に係る使用料の規定を新たに定めるため、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第　　号

築上町使用料条例の一部を改正する条例

築上町使用料条例（平成18年築上町条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中「

築上町立小学校講堂及び校庭	昼間	１回につき	330円
	夜間	１回につき	440円

」を「

築上町立学校特別教室（調理室に限る。）		１時間につき	650円
築上町立学校特別教室（調理室を除く。）		１時間につき	600円
築上町立学校講堂、体育館（椎田小中一体型校の体育館を除く。）及び武道場		１時間につき	440円
築上町立学校体育館（椎田小中一体型校の体育館に限る。）		１時間につき　全面 二分の一	880円 440円
築上町立学校校庭		１時間につき	310円

」に改め、「

行政財産の名称	使用の単位		使用料	照明料	
	区分	時間			
築上町立椎田中学校	全面	30分	220円	220円	

体育館	半面	30分	110円	110円	
築上町立椎田中学校校庭	全面	1回につき	330円		
築上町立築城中学校講堂及び校庭	昼間		1回につき		330円
	夜間		1回につき		440円

」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。

新旧対照表

○築上町使用料条例

新

別表（第２条関係）

行政財産の名称	単位			使用料
（略）				
築上町立学校特別教室（調理室に限る。）		１時間につき		650円
築上町立学校特別教室（調理室を除く。）		１時間につき		600円
築上町立学校講堂、体育館（椎田小中一体型校の体育館を除く。）及び武道場		１時間につき		440円
築上町立学校体育館（椎田小中一体型校の体育館に限る。）		１時間につき	全面 二分の一	880円 440円
築上町立学校校庭		１時間につき		310円
（略）				
土地	電柱等設置	電柱	１本につき１年	530円
		電話柱		480円
		その他の		48円

旧

別表（第２条関係）

行政財産の名称	単位			使用料
（略）				
築上町立小学校講堂及び校庭	昼間	１回につき		330円
	夜間	１回につき		440円
（略）				
土地	電柱等設置	電柱	１本につき１年	530円
		電話柱		480円
		その他の柱類		48円

行政財産の名称	使用の単位		使用料	照明料	
	区分	時間			
築上町立椎田中学校体育館	全面	30分	220円	220円	
	半面	30分	110円	110円	
築上町立椎田中学校校庭	全面	１回につき	330円		

新					旧			
		柱類			築上町立築城中学校講堂及び校庭	昼間	1回につき	330円
						夜間	1回につき	440円